

災害発生時等における臨時休業等について

「暴風警報」などの気象情報が発令された時や、「大規模地震」が発生したときの児童の安全確保について、川崎市教育委員会の通知による対応の仕方をお知らせいたします。ご家庭で掲示するなどして活用いただくとともに、保護者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

- 神奈川県全域、または、神奈川県の一部(川崎市に限られません)に「特別警報」及び「暴風警報」「暴風雪警報」のいずれかが午前6時の時点で発表及び継続中の場合



当日1日を臨時休業(休校)とします。

*その日1日を臨時休業と決定した場合、途中で天気が回復しても、登校時間を繰り下げて授業を実施することはありません。

- 「特別警報」及び「暴風警報」「暴風雪警報」以外の警報(「大雪警報」「大雨警報」等)が、午前6時の時点で発表及び継続中の場合



その状況に応じて、学校として判断し、臨時休業等にする場合は、保護者の皆様にご連絡いたします。保護者の判断で時間を遅らせての登校や、欠席させた場合は、「出席停止等」とし、遅刻・欠席扱いになりません。(この場合は、必ず学校に連絡をしてください。)

- 児童の登校後に「特別警報」及び「暴風警報」「暴風雪警報」が発表された場合



授業を繰り上げ、安全なうちに児童を下校させます。

*下校する時間が台風の襲来などと重なるおそれのある場合は、児童を学校で待機させたり、保護者の引き取りを要請したりするなど、安全措置を講ずることがあります。

*「特別警報」及び「暴風警報」「暴風雪警報」以外の警報が出た場合、学習途中で下校させるかどうかについて、その都度学校が判断します。

- 川崎市のいずれかの地域(幸区とは限りません)で、「震度5強以上の地震」が発生した場合



**発生した翌日を臨時休業とします。
発生した時刻が始業時刻前の場合は、発生した当日と翌日が臨時休業
発生した日が休日または休前日の場合は、休日明けの平日を臨時休業**

*施設設備や地域の被災状況を踏まえて、学校長の判断で引き続き臨時休業や登校時間を変更する場合があります。

- 児童の登校時に川崎市のいずれかの地域で「震度5以上の地震」が発生した場合



児童を学校で待機させ、原則として保護者に直接引き渡しとなります。(引き取り下校)

■大規模な風水害時に学校が緊急避難所として開設され、避難者のため学校運営が困難な場合



**避難所業務が終了した日とその翌日は臨時休業
終了した日が休日または休前日の場合は、休日明けの平日を臨時休業**

- *施設設備や地域の被災状況を踏まえて、学校長の判断で引き続き臨時休業や登校時間を変更する場合があります。
- *避難者が少なく、学校運営に支障がない場合は、学校は児童生徒の安全にも配慮して教育活動を行います。

■鉄道事業者から「計画運休」が発表された場合



臨時休業や「授業の繰り上げ」等の措置をとる場合があります。

- *小学校に設置されている「わくわくプラザ」につきましては、小学校が臨時休業した場合は、「わくわくプラザ」も原則臨時休室となります。

ご不明な点がございましたら学校にご連絡ください。
この紙面は今後学校ホームページにも掲載します。

川崎市立夢見ヶ崎小学校
599-1246